

公共建築工事木材利用マニュアル

和 歌 山 県

1 目的

和歌山県では、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第11条第1項の規定及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」に即して、「和歌山県木材利用方針」を定めています。

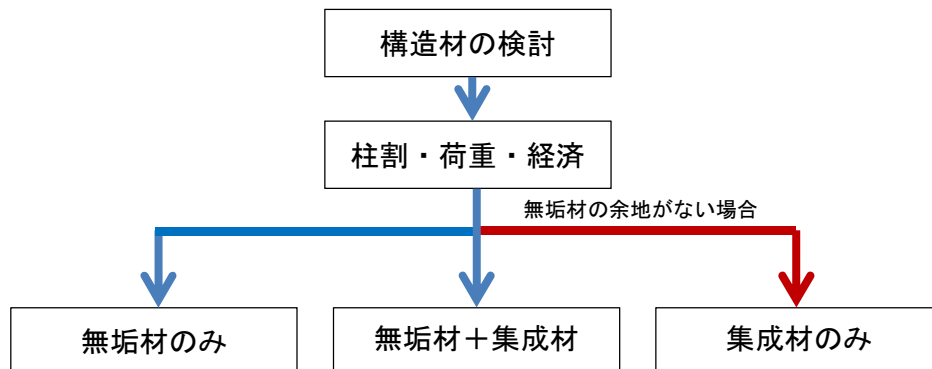
和歌山県では、当方針に基づき低層（高さ16m以下かつ階数4未満で床面積3,000㎡以下）の公共建築物は、原則木造とし、低層建築物以外の建物であっても木造の耐震性能及び防耐火性能等に関する技術開発の進捗状況等を踏まえ、積極的に木造化を推進することとしています。また、中高層・低層にかかわらず、直接又は間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進することとしています。

本マニュアルは「和歌山県木材利用方針」を有効かつ積極的に実行するため、具体方針を示すものである。

2 基本事項

- (1) 木造建築物の構造材は原則として市場に流通している紀州材の無垢材とする。
ただし、無垢材を使用することが、経済性や構造計画等において、合理的でない場合は、紀州材の集成材を使用するものとする。

○木造構造材選択の考え方



- (2) 木工事において、紀州材を使用するものとして積算した木工事費が、一般国産材を使用するものとして積算した木工事費の100分の110を超えない範囲内においては、紀州材を優先して使用する。
- (3) 県の管理する施設及び管理地に塀、柵、フェンス等（以下「塀等」という。）を設置する場合若しくは既存の危険ブロック塀を撤去し、塀等を再設置する場合において、次に示す箇所については、原則として紀州材を用いたものとする。
塀等が公道等に面し、公衆の目に触れる場合であって、当初計画した構造及び部材による敷地全体の設置費の総額に対して、紀州材を用いたもので設置する部

分を含めた設置費の総額が100分の110を超えない箇所。

ただし、紀州材利用のPR効果を考慮し、次のアからコのいずれかの区域等に属するものにあつては、100分の150を超えない箇所とする。

なお、施設の特性、暴風時の風通りや木材の劣化が著しい環境及び部分的な改修等紀州材を用いた塀等を設置することが適さない箇所については、この限りではない。

ア 自然公園区域内

イ 景観地区

ウ 準景観地区

エ 重要伝統的建造物群保存地区

オ 和歌山県景観計画における特定景観形成地域

カ 和歌山市景観計画における景観重点地区

キ 田辺市景観計画における特定景観形成地域及び景観形成重点地区

ク 高野町景観計画における高野山地区

ケ 有田川町景観計画における景観重要地域

コ 上記オ～ケ以外の景観行政団体が定める景観上重要なエリア

サ 観光スポットが集中しているエリア内及びそのアクセス道路沿道の施設※

※「公共土木工事木材利用マニュアル（平成26年6月策定）木製防護柵工、木製横断・転落防止柵工を採用する箇所」に準じるものとする。

3 留意事項

(1) 使用した紀州材の確認について

使用した木材の確認については、紀州材証明書で確認を行う。

(2) マニュアルの更新について

本マニュアルについては、より有効に活用されるよう必要に応じて内容を更新する。

(3) 木造化を推進するための資料について

次に示す資料を有効活用すること。

ア「きのくにわかやま木造のすすめ」－非住宅建築物木造化の手引き－

平成28年3月策定 和歌山県農林水産部森林林業局林業振興課

イ「小・中規模の木造公共建築物等事例集」

平成30年12月策定 和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

ウ「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」

平成27年5月策定 国土交通省大臣官房官庁営繕部

平成29年2月15日 策定

平成31年1月7日 改定

令和元年6月25日 改定

令和4年12月20日 改定